

ふるさとと納税制度改正のお知らせ

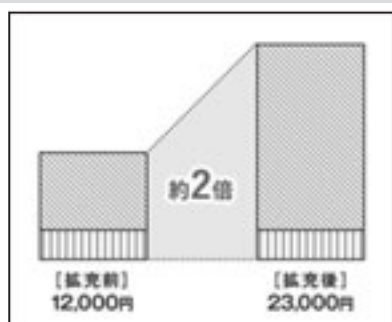
ふるさと納税は、その活用により、地域社会の活性化や人口減少対策にも効果があると評価があるなど、さまざまな意義をもつ制度です。こうした点をさらに活かし、政府の最重点課題となっている「地方創生」を推進するため、平成27年度の税制改正において、ふるさと納税の拡充が行われましたのでお知らせします。

制度改正1 ふるさと納税枠を約2倍に拡充

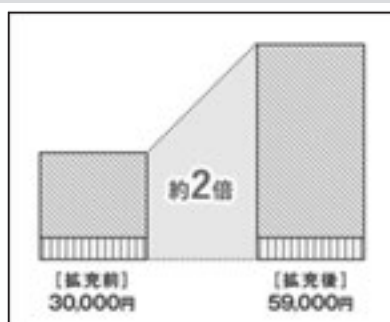
ふるさと納税を行う際、2,000円を除いた全額が控除される限度額である「ふるさと納税枠」が、約2倍に拡充されました。平成27年1月1日以降のふるさと納税から対象となります。

ケース別の具体事例（イメージ） ※扶養家族が配偶者のみ（1名）の給与所得者の方の場合

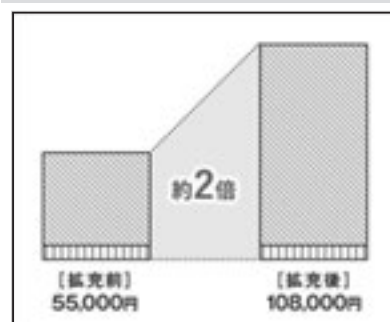
◎年収300万円の方の場合のふるさと納税枠



◎年収500万円の方の場合のふるさと納税枠



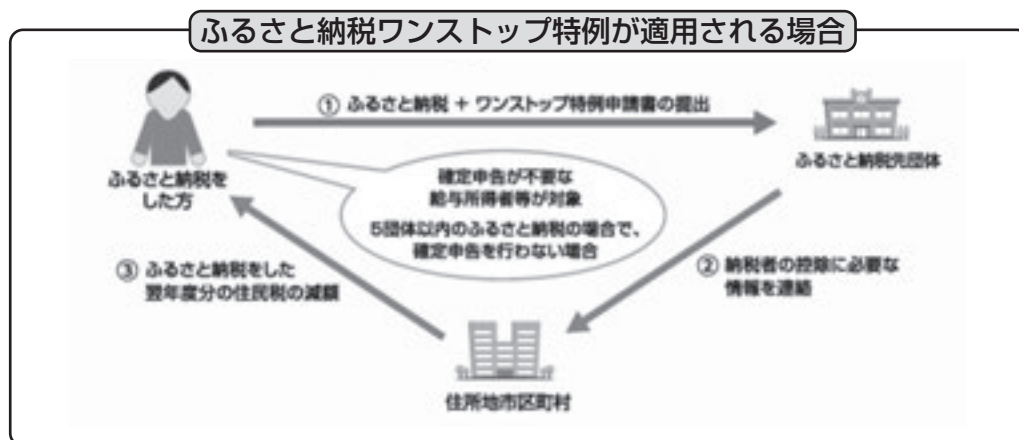
◎年収700万円の方の場合のふるさと納税枠



…寄附金控除対象外 (2,000円) …控除額

制度改正2 手続きの簡素化（ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設）

確定申告をする必要のない給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、ふるさと納税先団体が5団体以内の場合であって、確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税を行う際に、各ふるさと納税先団体に特例の適用に関する申請書を提出することで、確定申告を行わなくても、ふるさと納税についての寄付金控除を受けられる特例的な仕組み（ふるさと納税ワンストップ特例制度）が創設されました。



ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けるためには、申請書に記入の上、ふるさと納税をする際にふるさと納税先団体へ申請書を提出する必要があります。

問い合わせ先 総務課 377-5651